

島本町

自治会活動の手引き

令和6年4月改訂

平成23年4月作成

島本町自治会長連絡協議会

島本町総合政策部政策企画課

●手引書編さんの趣旨

この手引書は、島本町内における自治会活動の活性化などを目的に作成したものであり、日常の自治会活動の一助となれば幸いと祈念しております。

●自治会とは…

自治会とは、一定地域内において、地域住民相互の連絡・環境の整備・集会施設の維持管理など、良好な地域社会の維持と形成のために活動する任意の団体です。

《自治会の活動（主な活動例）》

- ・親睦活動…夏まつり、レクリエーションなど
- ・安全安心活動…防火活動、防犯活動、交通安全の啓発・推進など
- ・環境整備活動…集会施設、ごみ集積場などの管理、地区清掃など
- ・情報伝達活動…役場や関係機関からのお知らせなどの配布、回覧、掲示など
- ・地域調整活動…地域内の調整、役場などへの要望など

●自治会に加入するには…

自治会は、それぞれの地域で組織されています。お近くの自治会長さんや自治会の役員の方に相談してください。

なお、お住まいの地域の自治会がわからないときは、役場政策企画課（TEL 9 6 2 - 0 3 7 2）までお問い合わせください。

※自治会が組織されていない地域もあります

●新しく自治会をつくるには…

自治会が組織されていない地域で新たに自治会をつくるときは、役場政策企画課（TEL 9 6 2 - 0 3 7 2）までお問い合わせください。

町では、自治会の認定要件基準を設け、該当する自治会には運営補助として加入されている世帯数×450円（年額）の補助を行っています。

※自治会が結成された際には町への届け出をお願いします

※町からの補助などを希望されない場合は、町への届け出を行わずに任意に活動することもできます

【認定要件基準】（町作成 自治会の認定要件基準 一部抜粋）

- 1 「一定地域内に居住している」こと以外に、構成員になるための特別の資格などが必要ないこと。
- 2 構成世帯数は、おおむね30世帯以上とし、一定地域内に居住する相当数の世帯が参加すること。ただし、未参加世帯の参加を促すものとする。
- 3 会を運営などするために必要な規約があり、会費などの自主財源を集めていること。また、自ら監査する機能があること。
- 4 自治会長連絡協議会に加入すること。

5 自治会長連絡協議会会長が承認した配布物の周知に協力すること。

【禁止事項】（町作成 自治会の認定要件基準 一部抜粋）

自治会は、公序良俗に反する行為をしてはならない。また、構成世帯員に営利活動への参加、宗教の布教活動・特定政党の支持や勧誘及び特定の思想の助長をしてはならない。

●自治会長連絡協議会

町には、各自治会の運営について、相互に意見の交換と親睦を図る機関として、町に届出されているすべての自治会長が会員となる「自治会長連絡協議会」が結成されています。

自治会長連絡協議会では、自治会を通じて町や関係団体の配布物などを配布する際の許可を行っています。

また、各自治会での困りごとなどの情報交換を行う「意見交換会」を開催しているほか、防災や自治コミュニティに関する施設などを訪問する研修会を開催しています。

このほか、自治会長連絡協議会では、町内各団体への充職による委員選出も行っています。

この自治会長連絡協議会の事務は、役場政策企画課で行っています。

●自主防災組織結成のススメ

近い将来、東南海・南海地震の発生が予測されており、災害による被害を最小限に食い止め、私たちの生命や財産を守っていくためには、地域住民の方自らが、防災活動を行うことが重要になります。

町内では、多くの地域で自主防災組織が結成されており、活発に活動されています。活動母体は、自治会単位で結成されている場合が多く、2つの自治会が合同で結成されている場合もあります。

町では、自主防災組織を結成された場合、資機材整備に係る初期費用として世帯数によって異なりますが、最高100万円の補助を行っています。

また、毎年45,000円の活動補助を行い、自主防災組織の活動を支援させていただいておりますので、万が一の災害に備えて、自主防災組織の結成をお願いいたします。

なお、資機材整備に係る初期費用につきましては、新たに予算措置などが必要となりますので、自主防災組織結成の検討段階でも、お気軽に役場危機管理室（TEL 962-0380）までご相談ください。

※町では、自主防災組織の設立を促進しており、自治会の役員や会員のみならず、町民の方に対して、出前講座（勉強会）を実施しています。お気軽にお声かけください。

●町と自治会との係わり

1 町や関係団体の配布物などの周知

町では、各自治会に配布物などによる施策などの周知をお願いする場合があります。

町や関係団体が各自治会に配布などをお願いする場合には、自治会長連絡協議会の承認を受けることとなっており、その送付文書または配布物に承認印を押印することとしています。

このことから、自治会長連絡協議会の承認印がある配布物などは、周知のご協力をお願いします（※）。

なお、町が各自治会にお願いする配布物などは、原則として第2・4木曜日に担当部局が会長宅や指定場所（集会所など）にお持ちします。

※具体的な周知方法（回覧板を回す、広報板に掲示、その他）については、各自治会の判断にお任せします。また、自治会長連絡協議会の承認印がないもの（直接送付されたものなど）は、各自治会で周知の可否を判断してください。

2 町の広報板の利用

各自治会にある町の広報板は自治会の催しやお知らせのためにご利用いただけます。（自治会の区域内にある広報板はご自由に掲示いただけます。）区域外で掲示する場合は、役場政策企画課に掲示物（コピー可）を1部お持ちください。また、掲示期間が終了（事業の終了）したものは速やかに撤去してください。

なお、一般の団体などに対する広報板の使用許可は、役場政策企画課が行っていますので、問い合わせがあった場合には、役場に届け出るようお願いください。

【ご注意】

（1）町の広報板は次のようなもの掲示に利用されています。

- ①町が発行したもの
- ②町や教育委員会が後援などしたもの（後援している旨の記載あり）
- ③各種団体などが町から許可を受けたもの（町の許可シールあり）
- ④自治会などの催しやお知らせ

（2）利用する際に既に掲示してある他団体などの掲示物をはがしての使用はご遠慮ください。なお、掲示物を移動してスペースを確保していただいても構いません。また、掲示期間が終了している掲示物は、処分していただいで結構です。

3 ふれあいセンター3階の印刷機の利用

◎使用方法 ふれあいセンター1階の受付で台帳に必要事項を記入いただき、印刷機カードをお受け取りください。

印刷機カードを印刷機にセットし、備え付けのコイン投入機に必要なお金を入れれば使用可能となります。

◎利用料 5枚につき5円（5円未満は切り上げ）

※「領収書」はコイン投入機から出てきます。領収印が必要な場合は、ふれあいセンターの受付でお申し出ください。

◎利用時間 原則、年末年始等のふれあいセンター閉館日を除く午前 9 時から午後 9 時まで

◎受付場所 ふれあいセンター 1 階 受付

◎サイズ A 4、B 4 版

【ご注意】

- (1) 1 原稿につき 20 枚未満の印刷は、ご遠慮ください。
- (2) 他の団体も使用する印刷機であるため、順番をお待ちいただくことや当日は印刷できない場合があります。(予約はできません)
- (3) 「輪転機使用団体登録証」もしくは「ふれあいセンター使用料減免カード」の提示は必要なくなりました。

4 ふれあいセンター減免について

総会・役員会・班長会議など自治会の根幹に関わる会議でふれあいセンターをご利用になる場合は、使用料を全額減免することが可能です。ふれあいセンターで、ご利用になる予定の部屋に他の予約がないことをご確認いただいたうえで、政策企画課へお問い合わせください。

総会・役員会・班長会議以外の自治会活動（子ども会活動や茶話会など）でふれあいセンターを使用される場合には、提示いただくことで利用料を 5 割減免できるカードを発行いたします。ふれあいセンターを利用される際にこのカードを受付に提示してください。

【ご注意】

ふれあいセンターの貸館に関する詳しい内容については、ふれあいセンター（TEL 9 6 1 - 1 0 1 0）まで直接お問い合わせください。

5 島本町住民活動災害補償保険制度

町では、各自治会の活動に対する保険に加入しています。

この保険は、管理者側（自治会）の賠償責任の有無にかかわらず活動参加者（自治会員）が活動中に不慮の事故により負傷や死亡された場合に補償される傷害保険と、管理者側（自治会）の不注意や指導ミスなどにより、参加者や第三者が死亡やケガをされ、法律上の損害賠償責任を問われた場合に、被害者に支払うべき賠償金を填補（てんぽ）する賠償責任保険があります。

対象となる活動は、住民団体が無報酬で社会福祉や住民自治のために行う日帰りの活動です。（※宿泊を伴う活動は対象外です。）

【対象となる活動の例】

清掃活動	道路・河川・公園・地域内の清掃など
スポーツ活動	ソフトボール、バレーボール、ゲートボール、スポーツ祭りなど
レクリエーション	ハイキング、もちつき大会、親睦会、見学会、日帰りバスツアーなど
盆おどりなど	盆踊り、夏祭り、氏神祭、地藏盆
安全	防犯活動、防火活動

文化	講習会など、囲碁・将棋大会、百人一首大会、生活・文化展
お祝い	高齢者のお祝い会、新入生のお祝い会
会議など	自治会などの総会・役員会その他の会合
各種地域活動	生活物資の斡旋、廃品回収、文書回覧・配布活動
その他	福祉活動、河川見学会、緑と花いっぱい運動、国際交流 など

【補償内容】

◆傷害保険

種 類	保険金額	要 件 な ど
死亡保険金	200 万円	事故の日から 180 日以内に死亡
後遺障害保険金	6 万円～200 万円	事故の日から 180 日以内に後遺傷害
入院保険金	日額 2,500 円	事故の日から 180 日限度
通院保険金	日額 1,500 円	事故の日から 180 日以内で実数 90 日限度

補償の対象とならない 主な事故または負傷	無免許運転中または飲酒運転中の事故
	被保険者の脳疾患、疾病または心身喪失による事故
	自覚症状のないムチウチ症などの頸部症候群
	自覚症状しかない腰痛
	宿泊を伴う行事によるもの

◆賠償責任保険

填補限度額 (対人)	1 名 5,000 万円	填補限度額 (対物)	1 事案 1,000 万円
	1 事故 2 億円		免責金額 1 万円
	免責金額 1 万円		

※夏祭りなどのイベントに参加した主催者側（自治会員）ではない一般住民が負傷した場合は、傷害保険の対象になりません。ただし、主催者側に賠償責任がある場合は、賠償責任保険の対象となります

補償の対象とならない事故	管理者の故意による事故
	地震・噴火・津波などの天災による事故
	暴動・変乱などによって生じた事故
	行事などで飲食物などを提供した際、それに起因する食中毒などが発生した場合の事故

【手続き方法】

- (1) 役場政策企画課（Tel 9 6 2 - 0 3 7 2）に事故が発生したことをお知らせください。
- (2) 傷害保険の場合は、完治（入院・通院が終了）してから、賠償責任保険の場合は、保険金給付が認定されてから、それぞれ 2 週間以内に保険金請求用紙を提出してください。

【ご注意】

- (1) 保険料は、町がまとめて支払っているため、各自治会で負担していただく必要はありません。
- (2) 傷害保険は、各自治会が独自で加入している「行事保険」などと重複適用できる場合がありますが、賠償責任保険は重複適用できません。

6 募金活動などへの協力

自治会には定期的に募金活動などに対する協力のお願ひがあります。公的機関が実施する事業には、集まったお金が地域福祉に活用されるなどの意義があります。

一方で、近年、自治会における募金活動のあり方について、役員の負担軽減などに関するご意見も増えています。

また、これらの募金活動は、原則として自由意思でご協力いただくものとなっています。

ご協力にあたっては、それぞれの事業の趣旨や意義、募金業務に携わられる方のご負担なども踏まえていただき、どの事業にどのような形で協力するか、自治会内で話し合っ方針を決めることが望ましいです。

あわせて、自治会から会員に協力を依頼する際には、強制感を与えることのないよう、配慮する必要があります。

なお、町から交付される自治会運営補助金を、自治会活動に直接関連する団体（自治会内の子ども会など）以外への補助金や寄附金（募金）に充てることは、適当ではありませんので注意が必要です。

【募金活動への協力方法（例）】

(1) 戸別に徴収する

募金に参加する人が任意の額を役員などに納める方法、役員などが戸別に集める方法などがあります。実施に際しては、業務に携わる方の負担が過重にならないよう留意する必要があります。

(2) まとめて徴収する

業務に携わる方の負担軽減などの観点から、一定の額をまとめて徴収する方法が考えられます。実施に際しては、次の点に留意する必要があります。

- ① 募金などの額や集め方については、会員の意思を尊重する必要があります。
- ② 毎年度の総会で承認を得るなどの方法が考えられますが、趣旨に賛同しない方がいるにもかかわらず、強制的に徴収することは望ましくありません。
- ③ 自治会費と同時に集める場合にも、自治会費、〇〇募金など、具体的な内訳がわかるようにして集金することが望ましいと考えられます。
- ④ 募金などに協力しないことを理由に共同生活上の不利益を及ぼしたり自治会からの脱会を要請したりすることは公序良俗に反すると裁判所で判断された事例があります。

(3) オンライン納付を会員に案内する

事業主催者においてオンライン納付の仕組みが用意されている場合には、これを各戸回覧などにより周知し、戸別に納付いただく方法が考えられます。実施に際しては、デジタル機器に不慣れな方などにも配慮した、分かりやすい案内に留意する必要があります。

(4) その他

上記(1)~(3)のうちから、複数の方法を組み合わせて実施することも考

えられます。

7 町への要望など

町への要望など（防犯灯の設置など）がある場合は、政策企画課（TEL 9 6 2 - 0 3 7 2）または、担当部局までご連絡ください。

※担当部局がどこか分からない場合は、政策企画課までご連絡ください。
担当部局との取り次ぎをさせていただきます。

【ご注意】

（1）要望などがある場合は、できる限り書面で提出してください。口頭では、趣旨が伝わらないことがあります。

（2）書面の差出人は必ず会長名としてください。会長名でいただいたご要望は、自治会の総意として取り扱います。

※ご要望をいただく際には、自治会内で十分議論いただいた上で提出してください。（当該要望に対応することにより不利益を受ける方がおられる場合があります。）

【要望書の見本】

●●年●●月●●日
島本町長 様
○○自治会 会長 ▲▲ ▲▲ ⑩
●●●●の××について（要望）
標記の件について、..... のため、△△を■ ■していただくようお願いします。
〔この件に関する問い合わせ〕 ○○自治会□□担当 ★★ ★★
（添付書類）地図、図面、写真など

8 関係団体とのかかわり

自治会では、各自治会において対応可能な範囲で町内関係団体に委員を選出していただき、運営などに協力しています。

◆廃棄物減量等推進員について

○推進員の役割

廃棄物減量等推進員は、ごみの減量、再資源化及び環境美化の推進に関する活動、資源集団回収活動の積極的な推進及び指導、町が主催する研修会などへの参加、一般廃棄物減量及び資源化のための施策への協力及び参画、その他、ごみの減量及び再資源化の推進に関することなどを行っています。

○推進員の任期

推進員の任期は、ごみ減量の必要性の理解を深めるための基本的な研修を経て減量に向けた地域活動に取り組んでいただくため、2年としています。(自治会の役員の任期が1年の場合もありますことから、毎年依頼をさせていただき、選出をお願いしております。)

地域の単位自治会から 選出いただく人数	200世帯未満	1名
	200世帯以上400世帯未満	2名
	400世帯以上	3名

◆防犯委員会について

○防犯委員会の役割

防犯委員会は、防犯についての諸施策の研究と実践の指導、防犯自警思想の普及と啓発活動、防犯活動の連絡調整と積極的推進、防犯関係団体との相互連絡と関係の緊密化、少年の非行化防止と指導、その他、地域の防犯相談に当たっていただいています。

○委員の任期

防犯委員の任期は、犯罪のない明るい住みよい町づくりに努めることを目的とし、2年としています。(自治会の役員の任期が1年の場合もありますことから、毎年依頼をさせていただき、選出をお願いしております。)

○委員の選出数

防犯委員会は、自治会、事業所などから推薦された方により構成しており、自治会から推薦される防犯委員は、概ね30世帯から50世帯に1人とさせていただいており、無理のない範囲でご選出をお願いしております。